

市街化区域内の農地転用届出に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域の区域内における農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項第7号及び法第5条第1項第6号に規定する農地の転用の届出（以下「転用届出」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(転用届出)

第2条 転用届出をしようとする者は、転用届出書（様式第1号又は第2号）により千葉市農業委員会に提出するものとする。

2 転用届出には別表1に掲げる書類を添付すること。

(届出の受理)

第3条 農業委員会は、前条に規定する届出があった場合には、次により処理するものとする。

- (1) 届出の記載事項及び添付書類について、法等を基に審査し、不備等があるときは、届出人にこれを補正又は追完させる。
- (2) 審査の結果、その届出の受理又は不受理を決定し、受理した場合は受理通知書（様式第3号又は第4号）を、不受理の場合は不受理通知書（様式第5号又は第6号）を届出人に交付する。

(処理期間)

第4条 前条第2号に規定する受理通知書又は不受理通知書は、届出のあった日の翌開庁日に交付するものとする。

(報告)

第5条 届出を受理した場合は、当該通知に係る転用届出の内容を、千葉市農業委員会総会に報告しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項は、法その他の関係法令の規定に従う。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別表 1

添 付 書 類	備 考
対象土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	登記名義人が死亡している場合は、相続関係が確認できる書面（相続関係図、戸籍・除籍事項証明、遺産分割協議書）も添付。
戸籍の附票、住民票、法人の登記事項証明書など	土地所有者の登記上の住所（所在地）と現住所（現所在地）が異なる場合に必要。 現住所（現所在地）までの異動が確認できる書類。
位置図	住宅地図、都市図等の写し。 方位、縮尺も記載。
公図の写し	筆の一部を転用する場合（部分転用） 方位、縮尺も記載。
委任状	代理人が届出書を提出する場合
地積測量図	筆の一部を転用する場合（部分転用） 転用面積が確認できるもの。 転用区域に色枠を付す。
仮換地証明・仮換地地図	区画整理事業中の区域内での転用の場合
農地法第 18 条第 1 項の許可（賃貸借解約等に係る許可）があったことを証する書面の写し	対象土地に賃借人がいる場合 賃借人による転用の場合は、本書面に代えて土地所有者の同意書を提出。
連署による届出を要しない右記の事実を証する書面	法第 5 条第 1 項第 7 号の届出で、公競売、遺贈、調停成立等、単独での届出が可能な場合
共有者の同意状況が確認できる書類	届出する土地の権利者が複数の場合（共有の場合）